



近代統治論とその人間形成観 : 教育・人間・ポリス

白水, 浩信

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 11(1):11-27

(Issue Date)

2003-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000555>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000555>



近代統治論とその人間形成観 —— 教育・人間・ポリス ——

白水 浩信*

Governmental Technology and its Scheme of Formation;
Education, Human Nature and Modern Police

Hironobu SHIROZU

1. はじめに —— 〈体制の学〉の生成

樺山紘一は西欧における〈体制の学〉の歴史的形成にふれて、次のような課題を提起している。「体制の学をきずいた人びとを、おいもとめてみよう。体制を知や学の構築物とみなす西ヨーロッパの伝統にそくして。そこにはゆたかな鉱脈がうめられているようにみえる。官房学は、露天掘りをゆるすてごろな鉱山ではあるが、ことによると、もっとはるかに巨大な鉱床がヨーロッパの学の歴史のなかに、かくされているかもしれない¹⁾」。

ここで樺山紘一が〈体制の学〉を蔵した鉱山として注目している「官房学(Kameralwissenschaft)」とは、実は、「ポリツァイ学(Polizeiwissenschaft)」と呼ばれた内政統治領域全般を扱った行政実務の知と技術の体系にその実質の多くを負っている。18世紀ドイツ、オーストリアにあって、官房学を展開したフォン・ユステイ(Johann Heinrich Gottlob von Justi, 1717?-1771)、あるいはフォン・ゾネンフェルス(Joseph von Sonnenfels, 1732-1817)らはポリツァイ学をひととき重視していたのであり、近代国家統治を実践する実務家を養成すべく大学でポリツァイ学を講じ、彼らの便宜を図るべくポリツァイ学の教本さえ残しているのである²⁾。

〈体制の学〉、すなわち、統治に関する知と技術の生成、展開を探るにあたって、近代ポリス(=ポリツァイ)論はそのもっとも有力な鉱脈である点では言を俟たない。この点に関し、明治維新の帝国大学で行政学を講じたお雇い外国人ラートゲン(Karl Rathgen, 1856-1921)が、行政学の歴史を振り返りながら、次のように述べているのは注目に値する。

行政の事に最早く達したるは仏蘭西国にして今を距ること三百年前既に其の術を明かにし欧州諸国の模範となれり故に其の著書も亦夙に之あり就中ド、ラ、マル氏の警察論四巻にして百五十年前の撰著に係るを以て最有名とすド、ラ、マル氏の此の著あるに方り独逸に於て「カメラリスチック」の学漸く其の芽を發し爾後此の学は北独逸に於てはユスチー氏及奥地利に於てはソン子ンフヘルス氏の力に籍りて隆盛を致したり³⁾

* 神戸大学発達科学部

(2003年4月30日 受付)
(2003年5月14日 受理)

すでにわが国でも、17世紀末から18世紀にかけて展開したフランス・ポリス論を端緒として近代行政学が成立したこと、すなわち近代ポリス論を以て——もちろん「ド、ラ、マル氏の警察論」とはニコラ・ドラマル『ポリス論』のことである——近代行政学の嚆矢であると知られていたのである。むろん、近代行政学とポリス論との違いを無視することはできないが、ポリス論は近代的統治の基本的考え方を、萌芽的にせよ、すでに蔵していたと認められていたのである。

また、ラートゲンが「ド、ラ、マル氏の此の著あるに方り独逸に於て「カメラリスチック」の学漸く其の芽を發し」とさえ述べている点は興味深い。すなわち、18世紀ドイツ、オーストリアに開花した官房学は当然、ドラマルの『ポリス論』の延長線上に捉えられるべきものだという認識である。この意味において、ラートゲンが、後で詳しく扱うドラマルを近代行政学の父と高く評価している点は特筆すべきものがある。

ドラマルからフォン・ユスティ、あるいはフォン・ゾネンフェルスへと連なる近代ポリス論の鉅脈は、そもそものいかなる知と技術の体系を蔵していたのであろうか。本稿では、この点を具体的に明らかにすべく、さしあたり近代ポリス論における人間観に焦点を絞り歴史的考察をおこなうことにしたい。

17世紀から18世紀に端を発し、西欧の近代国家形成と歩調を合わせて練り上げられていった一体の統治技術体系は、いかなる〈人間〉像を前提として成立・展開し、またいかなる〈人間〉をつくりあげていこうとしたのであろうか。この近代における統治と人間形成との関に横たわる基本的な問いを正面に据え、その限界をも見極めていこうというのが本稿の課題である。もちろんこうした試みは、近代的統治の一環として成立・展開してきた近代教育の歴史的・社会的基底を再考する作業と並行して進められるものである。

概して、近代の人間形成の行方にとって、18世紀は重要な転機であるように思われる。中世以来、〈家〉と〈教会〉を二つの焦点に営まれてきた西欧の伝統的教育慣行は、17世紀末から18世紀にかけて、ポリス論の成立とともに急速に変貌を遂げていった。近代国家形成を前に、〈家〉なり〈教会〉なりの教育力の限界に突き当たりながら、当時、多くのポリス論者が教育というものの公共性、あるいはその社会的有用性にいっそう積極的に関心を示していくようになっていったわけである。例えば、1715年に出された「国王宣言(Declaration du Roi)」は次のように表明している。

乳母斡旋業(Recommandaresses)は、田舎の乳母に子どもを預ける父母にとってのみならず、子どもの扶養(conservation)および教育(éducation)に絶えず関心を払い続ける国家の利益にとって大いに重要となる。これを極めて重要なポリスの一領域として、配慮していくことは無駄なことでは全くない⁴。

それまで、〈家〉あるいは〈教会〉に任されてきた教育の問題は、18世紀初頭に発令されたこの法令のなかで、「ポリスの一領域」に属するものとして取り扱われるべきであると新たな方向性が示されている。授乳のような最末端の問題にまで降り立って、子どもの「扶養」からその「教育」にわたる幅広い営みをポリス領域として捉えた顕著な一例である。人はすでに〈ポリス〉という言葉を通して、教育の社会的有用性を認識し始めていたのであり、人間形成全般をも統治の対象として管理運営していくことの必要性を次第に感じ始めていたのである。

その後、1756年に刊行されたフォン・ユスティの『ポリツァイ学の基本原理解』には、人間形成全般をも視野に収めた近代ポリス論の基本的視座が次のように鮮明に示されている。

賢明なポリツァイ規制によって国内の力(Vermögen)を強固にし、増進すること。この力は公共

体全体やその各構成員だけでなく、公共体に帰属するすべての人間(Personen)の能力(Fähigkeiten)や才能(Geschicklichkeiten)のなかに存在するのであるから、当然ポリツァイはこうした人々の能力を完全に把握し、社会的幸福(gemeinschaftlichen Glückseligkeit)のために役立てていかなければならない。そしてポリツァイは様々な利益について認識することによってのみ、この目標を達成することができるのである⁵。

ここに示されているのは、国力の源泉にほかならない〈力〉としての個々の人間への着目であり、その有用性をポリスが徹底的に掌握し、これを積極的に活用していくことへの強固な意志の表明であり、そのことによって国家全体の福利増進をもたらそうというフォン・ユスティの壮大な構想である。

すでに17世紀後半から18世紀にかけて、西欧の行政実務家たちは、近代ポリス論という固有の枠組みを通して、人間形成全般を統治行為の一環として視野に収めた議論を展開していたのである。そして実は、このようなポリス論的視座は、今日の「人間力戦略ビジョン」をはじめとした、わが国の行政実務家たちの人間形成観のなかにさえ脈々と受け継がれており、教育に携わる実務家の思惟がいかにポリスの刻印を帯びたものであるか、あらためて驚かされる。

しかもこうした教育に積極的に関与していくことを推し進めたポリス論の主張は、なおいっそう広大な視野に立ってなされていた点を忘れてはならない。奇しくも、ポリス論に示された人間形成に対する配慮は、救貧や公衆衛生、あるいは治安に対するポリスの配慮と連携し、一体のものとして認識されていたのである。そこで近代ポリス論をトータルに分析し、救貧、衛生、治安といった観点から近代教育の歴史的生成の意義をもう一度見直していく必要があるといえよう。それはまた、これら一連の統治技術に多くを依存して生きていかざるをえない、われわれの〈生〉のあり方、その限界、その展望について探ろうとする一つのささやかな試みでもある⁶。

2. ミシェル・フーコーと近代ポリス論

近代的統治の一環として人間形成全般を配慮してきた固有のパースペクティヴ、そしてそこから生成してきた近代教育のポリス的性格を具体的に明らかにしていくこと、このような課題の提起は、ミシェル・フーコー(Michel Foucault, 1926-1984)が晩年提起していた〈生-権力(bio-pouvoir)〉論研究の視点を継承発展させようとするものである。

ミシェル・フーコーについて、もはやここで多言を費やす必要はないだろう。その生涯や経歴、著作については枚挙にいとまがないほど出版され、最近では講演・インタビュー記事を網羅した『著作集(Dits et écrits, 1954-1988)』(全4巻)までも刊行されているのだから、詳細はこれら先行する文献に譲りたい⁷。

ここでの目的は必要以上にフーコー言説に与することではなく、近代ポリス論研究にとってフーコーが占めうる歴史研究としての真価を正当に見定めることであり、必要とあらば彼が用いた史料の再読を含めた再検討のプランを練ることである。もちろんこのような本稿の立場は、自らの議論を補強するために徒にフーコーに依拠しようとする、わが国の安易なフーコー受容のあり方とは一線を画すものである。

まずフーコーが最も包括的に近代ポリス論の歴史的意義に注目しているのは、1979年にスタンフォード大学でなされた講演、「全体的かつ個別的に —— 〈政治的合理性〉批判をめざして(Omnes et Singulatiim: Towards a Criticism of 'Political Reason')」⁸、あるいはこれと内容的にはかなり重複する、「個人に関する政治テクノロジー(The Political Technology of Individuals)」⁹においてである。

ここでのフーコーの着眼は次のようにまとめることができる。すなわち「個別化(individualization)」

と「全体化(totalization)」というまったく異質な二つの権力技法が、近代国家において融合し、固有の〈政治的合理性〉として再編されたという歴史的仮説の提示。および、その顕著な事例として「国家理性(reason of State)」と「ポリス論(theory of police)」という二つのまとまった学説史を挙げることができるというものである。

もちろんわれわれの関心にとって直接関係があるのは後者の「ポリス論」についてであるので、さしあたりその点に絞って、フーコーの議論を追っていくことにしよう¹⁰。果たしてフーコーは近代ポリス論をどのようなものとして捉えていたのであろうか。

フーコーはまず「国家理性」が国家統治の固有性を原理論的に追求していたのに対して、「ポリス論」は国家統治の顕著な技術論として展開した点を強調している。

ポリスの学説は国家の合理的活動の対象の性質(nature)を規定した。すなわちポリスはその追求すべき目標(aims)の性質、用いる手法(instruments)の一般的形式を規定したのである¹¹。

あるいはこうも述べている。

彼らが〈ポリス〉という言葉で理解していたのは、国内で機能するある制度や機構といったものではなく、国家固有の統治技術(governmental technology)——国家が介入する領域(domains)、技術(techniques)、標的(targets)——であった¹²。

そこでまずはこの「国家固有の統治技術」の総体こそ、フーコーが定式化してみせた「ポリス論」の最もシンプルな規定だと捉えておこう。近代的統治が追求してきた固有のテクノロジーにこそ、ポリス論のメルクマールがあるというわけである。

フーコーはこのような見解を主に、テュルケ・ド・マイエルヌ『貴族的かつ民主的な君主政』¹³(1611)、ニコラ・ドラマル『ポリス論』¹⁴(1705-1738)、およびすでに言及しておいたフォン・ユスティ『ポリツァイ学的基本原理』(1756)といった三つの史料を通じて敷衍している。年代順に並べられたこれらの史料群からフーコーが読み取っているのは、萌芽的なユートピア論から行政実務論へ、そしてさらに確固とした学問体系へと洗練・深化を遂げた近代ポリス論の歴史的展開である。

それは端的に言って、国家統治の客体としての〈人間〉に対する認識の深化と〈人間〉への働きかけの技術的精緻化の過程にほかならない。具体的にフーコーに即して言えば、ポリス論はその対象を漠然とした「人間(man)」からその「生活(living)」、そして「人口(population)」へと徐々に照準を合わせていった。それゆえ先にフーコーが、「ポリスの学説は国家の合理的活動の対象の性質を規定した」と述べていたのは、ポリスが統治対象としての〈人間(human nature)〉を決定づけていったと言っているのに等しい。つまりポリス論という固有の統治技術論のなかで次第に錬磨されていったのは、記述され、分析され、意味づけられ、操作され、近代的統治の営みの上にネガティブな客体として現れた〈人間〉である。その意味でポリス論は、いわば人間諸科学(sciences humaines)と統治実践との間に立って、両者を結びつけていたのである。ポリスは統治空間における〈人間〉を枠づけている。

しかし具体的には、ポリス論はどのような人間認識を作り上げていったのだろうか。この点を明らかにしておくために、「司牧権力(pastoral power)」というフーコー独自の概念装置について触れておく必要がある。ここで「司牧」と訳された「パストラル」とは「羊飼い」をも意味している。つまり「司牧権力」とは、ユダヤ・キリスト教における司牧者の信徒への関わり方をさして提起されたもので、羊飼い(=司牧者)が羊たちに払う「恒常的で、個別化され、目的に合った心配り(kindness)」¹⁶を原型とするものである。おそらくフーコーの念頭には、イエスが「わたしは良い羊飼いである。良

い羊飼いは羊のために命を捨てる」、あるいは「わたしは良い羊飼いである。わたしは自分の羊を知っており、羊もわたしを知っている」と語った『聖書』の一節があったに違いない¹⁷。いわば「司牧権力」とは、西欧のキリスト教社会の伝統のなかで培われた、「個別化する権力(individualising power)」と言い換えてよいものである¹⁸。

そしてフーコーがこの「司牧権力」という概念で説明を試みているのは、近代の国家統治における「個人に向かって作用し、持続的かつ恒常的な方法で彼らを支配することをめざす権力技術の進展¹⁹」という具体的な歴史的事態にほかならない。つまり近代国家統治の黎明にあって、緒についたばかりの「司牧権力」の展開が主にポリスという技術体系によって担われてきたという点を、まずはフーコーは剔抉しようとしているわけである。

同時に司牧権力の役人が増加した。時にはこの権力形式は国家装置によって行使されたわけだし、あるいはまた、とにかくポリスのような公的な制度によって行使されたのである —— 18世紀、ポリスが設立されたのは法や秩序を維持するため、あるいはその敵との戦いにおいて政府を支援するためだけではなく、都市の物資供給、衛生、健康、手工業や商業に必要な基準を確保するためであったということを忘れるべきではない²⁰。

ここまでくると、フーコーがポリスを「司牧権力」の近代国家における主要な作用形態として取り上げている点が自ずと浮かび上がってくる。そしてここで、近代ポリス論に対するこうしたフーコーの見方が史料に即した形で支持しうるものかどうかと問うことは、もちろん歴史研究の当然の権利であり、課題でもある。言うまでもなくこの問いは近代ポリス論研究を通底する課題として引き取り、何度も立ち返って検討していかなければならない。

だがしかし、はたしてフーコーは近代ポリス論の歴史的意義についてこれ以上のことを言っていないなかっただろうか。フーコーはポリス論を単に個別化する権力の一作用形態としてのみ扱えば、それで必要にして十分であると考えていたのであろうか。念のためにフーコーが自らの作品として刊行を許した著作群を丹念に読み返し、これまで見過ごされてきた、ポリスについての言及を逐一拾っていくことにしよう。労を厭わず、こうした基本的な作業をいったん経てみればすぐに分かることだが、フーコーはその学位論文『古典主義時代における狂気の歴史(*Histoire de la folie à l'âge classique*)』(1961)以来、一貫してポリスを注視し続けていたのである。

収監(internement)、すなわち17世紀のヨーロッパ中にその痕跡(signes)を見出されるこの大いなる事態は〈ポリス〉のものだったのである。ポリスとはつまり、古典主義時代に与えられた厳密な意味において、労働しないと生きていけないすべての者にとって労働を可能にすると同時に不可欠にもする対策の総体であった²¹。

つまり『狂気の歴史』におけるポリスは狂人をも含めた貧民対策の総体として立ち現れる。巡礼する狂人たちを「阿呆船(stultifera navis)」から引きずり降ろし、労働もせず無為で怠惰な生を営む貧民の一群として都市から追放し、「大監禁(grand renfermement)」を敢行したものこそ、ポリスだったわけである。

狂人に対する新しい感覚が生まれたのである。もはや宗教的ではない、社会的な感覚が。狂人が中世の人間味あふれる風景のなかに親しみ深く現れていたとすれば、それは彼があの世界からやってきたからである。今後狂人は、都市における個人の秩序(ordre＝種類)に関するものとして、〈ポリ

ス」の問題の核心にくっきりと現れ出ることだろう。かつて狂人は別世界からやってきたのでもてはやされた。だが今後は排除されることになる。この同じ世界のものであり、貧民、細民、浮浪者の仲間として位置づけられているからである。狂人をもてなした歓待の精神(hospitalité)は、新たな両義性のなかで、彼をはじきだす浄化の方法となるであろう。また確かに狂人はさすらうが、しかしそれはもはや風変わりな巡礼の途上ではない。彼は社会空間の秩序をかき乱すのである。悲惨の特権を奪われ、その栄光を剥ぎ取られてしまった狂気は、貧困や怠惰とともに、今後は国家の内なる弁証法のなかで全く無味乾燥なものとして立ち現れるのである²²。

『狂気の歴史』のなかでポリスは、狂人の処遇をめぐる転換点にあつてかくも重要な位置を占めていた。が、にも拘わらずこれまで、ポリスに注目しながらフーコーその人が用いた史料を再読し、正面切ってその歴史的見解を吟味しようとした研究は管見の限り存在しない。

むしろ、フーコーをこのような見解へと導いた史料は厳然と存在し、しかも頻繁に言及されているようなものさえあるのだから、われわれは真っ先にそのような史料を手にとって読み返すことから始めなければならない。

例えばそのような史料として筆頭に挙げることができるのは、先に「全体的かつ個別的に」においてポリス論の実例として援用されていた、ドラマルの『ポリス論』であろう。フーコーはこのドラマルの著作を、「極めて価値ある情報を限りなく与えてくれる史料(infinite source of highly valuable information)²⁴」とさえ述べ、高く評価している。実際、フーコーはその生涯にわたって様々な形でポリスに言及し、その際、しばしばドラマルの『ポリス論』に依拠した形跡が認められるのである²⁵。

試みに『監視と処罰 —— 監獄の誕生(*Surveiller et punir: Naissance de la prison*)』(1975)を繙いてみよう。ここでもポリスは極めて重視されており、「規律装置の国家管理(*l'étatisation des mécanismes de discipline*)」の最も包括的な装置として位置づいている²⁶。

ポリス権力(*pouvoir policier*)は「すべてに」及ぶものでなければならない。とはいえそれは国家の全体性でも、王の可視にして不可視の身体としての王国の全体性でもまったくない。すなわちそれは取るに足らない無数の事件・活動・行為・意見といったもの——「生起するすべてのこと」にはかならない。ポリスの対象とは「各瞬間のこと」、「些細なこと」であると、エカテリーナII世がその大訓令(*Grand Instruction*)で述べている通りである。ポリスによって人は、理念的には社会体の最も小さな粒子にも、最も一過性の現象にも接近しようとする、際限のない管理の下に置かれるのである。「ポリス行政官・役人の職務は最も重要である。その職務が照らし出す対象は際限のないものであり、十分詳しい調査によってしか見出すことができないものである」。政治権力の無限小²⁷。

フーコーはここでポリス権力の微細性と迅速性を強調している。この指摘は、「ポリスの行動は迅速であり、日々生じる物事を処理していく」、「ポリスは刻々と生じる物事に携わり、通常些末なことこそが問題になる」というモンテスキュー『法の精神』の記述と符合するものである²⁸。しかしここでは著名な『法の精神』よりもむしろ、ポリスの実務に携わり、これを集大成した一介の行政官の見解が引用されている点は目を惹く。いかにフーコーがドラマルの『ポリス論』を重視していたかが分かる。

このドラマル『ポリス論』に導かれながら、さらにフーコーは規律にとってポリスがどれほど不可欠なものであるかについて次のように説明する。

要するに18世紀のポリスは犯罪者の訴追における司法の補佐、あるいは陰謀・反対運動・叛乱の政治的管理の手段という自らの役割に規律的な機能を付け加えるのである。ポリスの機能は複雑である。というのも君主の絶対権力を社会に散らばる最も小さな権力装置に結びつけるからである。また、閉ざされた異なる規律施設（作業所、軍隊、学校）の間に仲介する網を広げ、こうした施設が介入できないところに働きかけ、規律的ではなかった空間を規律化していくからである。まったくもってポリスは修復し、相互に結びつけ、武力によって保障するもので、細胞の隙間を埋めつくすような規律(*discipline interstitielle*)、高次の規律(*méta-discipline*)にはかならない²⁹。

つまりポリスはその微細で迅速な働きによって、学校、軍隊、病院といった大海に浮かぶ群島のような規律施設を網の目のように中継していき、互いに連携させ、全社会的規模で規律を貫徹させるのである。『狂気の歴史』において〈監禁〉の要であったポリスは、『監視と処罰』においては〈規律〉の要として捉えられていたのである。してみればフーコーは様々な角度から歴史の堆積層を掘り進めながら、結局何度も近代ポリス論という巨大な鉱脈に突き当たっていたことになる。

『性の歴史 I —— 知への意志(*Histoire de la sexualité I: la volonté de savoir*)』(1976)のなかで展開された〈生—権力〉論もまた、ポリス論を前にした歴史的アプローチの一つであると捉えうる。ただし〈生—権力〉論におけるポリス論の位置づけに関しては、やや混乱しているような議論も見受けられるので、誤読を生じさせないためにも、まずフーコーに即して基本的な点を正確に把握し直しておく必要がある。

フーコーはこの〈生—権力〉について、「生(*vie*)に積極的に作用し、経営し、増大させ、増殖させ、生に対して正確な管理と全体的な制御を実践する³⁰」権力とも、「生きさせる(*faire vivre*)か死の中へ廃棄する(*rejeter dans la mort*)権力³¹」とも述べている。近代以降、権力は死をもたらす剣の大権というよりはむしろ、もっぱら生き方を管理経営し、命脈を絶つことも辞さない巧妙な仕掛けを通して行使されてきたというのである。これは近代国家統治の基本的性格をよく言い表しているように思われる。

そしてこの〈生—権力〉の具体的な作用形態には二つの極が存在し、それらは次のように説明されている。少し長くなるが、重要な論点を含んでいるので労を厭わず引用しておこう。

具体的には、この生に対する権力は、17世紀以来二つの主要な形態において発展してきた。それらは相反するものではなく、むしろ、すべての関係の中間的な束によって結ばれた発展の二つの極を構成している。一方の極は、先に形成されたようだが、機械としての身体を中心としていた。身体の調教、その能力の増大、その力の強制活用、その有用性と従順さの同時発育、効率的で経済的な管理システムへの身体の統合。これらすべては〈規律〉を性格づける権力の手続き、〈人体の解剖—政治学(*anatomo-politique du corps humain*)〉であった。二つめのものは、やや遅れて18世紀中頃に形成されたようだが、種の身体(*corps-espèce*)、生のメカニズムによって貫かれ、生物学的プロセスの支えとなる身体を中心としていた。生殖・出生・死、健康水準、寿命、これらを変化させる条件に裏づけられた長生き。こうした生起するすべてを引き受けたのは、一連の介入と〈調整する管理(*contrôles régulateurs*)〉、すなわち〈人口の生—政治学(*une bio-politique de la population*)〉であった。身体の規律と人口の調整は生に対する権力の組織化が展開する二つの極をなすものである。古典主義時代における二つの顔をもつこの巨大なテクノロジーの出現は —— 解剖学的かつ生物学的で、個別化するとともに類型化し、身体能力に向かうとともに生のプロセスを見つめる —— 、今後、その最大の機能がもはや殺すことではなく、一貫して生を包囲することにある権力を特徴づけているものである³²。

まずはこの引用から〈生—権力〉論について整理できるのは、それが身体を規律化する〈解剖—政治学〉と人口調整をめざす〈生—政治学〉という二つの極限形態に分節化しようという点であろう。しかしここでそれ以上に強調しておくべきなのは、これら二つの極が「相反するものではない」という冒頭での確認であり、〈生—権力〉は両者が一体となった「二つの顔をもつ巨大なテクノロジー」として歴史的に出現したという末尾での総括である。つまり二つの極は〈生—権力〉を析出する際の分析枠組み、その理念型なのであって、必要以上に実体化してしまい、ポリスがこれらの極のどちらか一方にのみ属するかのようなカテゴライズした理解は、もちろん歴史的実を欠いたかなり無理のある立論であり、フーコーに即してみても支持することはできない³³。フーコー自身が、次のように述べていた通りである。

性は18世紀に〈ポリス〉の問題となった。しかし当時この語に与えられた完全に本来の意味においてである——つまり無秩序の抑圧という意味などではなく、集団的な力と個別的な力の秩序だった増強という意味においてである³⁴。

このように『性の歴史 I —— 知への意志』にあってポリスは、性の問題を完全に掌握しながら「集団的な力」と「個別的な力」をともに増強させるものとして捉えられている。そうである以上、フーコーはポリスについて、〈解剖—政治学〉的側面と〈生—政治学〉的側面を併せもっていたと捉えるのがごく自然である。ここでもまたフーコーは、〈監禁〉と〈規律〉の要であったポリス論の鉱脈に再び突きあたっているのであり、〈生—権力〉の要、すなわち〈性のポリス〉をそこに見出していると言ってよい。

さらにフーコーは次のように続けている。

賢明なポリス規制によって国内の力 (*puissance intérieure de l'État*) を強固にし、増進すること。この力は公共体全体やその各構成員だけでなく、公共体に帰属するすべての人々の能力 (*facultés*) や才能 (*talents*) のなかにもまた存在するのであるから、当然ポリスはこうした人々の能力を完全に把握し、公共の福祉 (*bonheur public*) に役立てなければならない。ところでポリスは様々な利益について認識することでしかこの目標を獲得することができないのである。性のポリス (*police du sexe*) とはすなわち、禁止の厳格さではなく、有用かつ公的な言説によって性を調整する (*regler*) 必要性である³⁵。

むろん、ここでフーコーが、先のフォン・ユスティ『ポリツァイ学の基本原則』を踏まえていることは言うまでもない。そして繰り返すまでもなく、このフォン・ユスティ『ポリツァイ学の基本原則』とは、「全体的かつ個別的に」において体系的な学問として展開されたポリス論の一つの到達点として参照された文献ではなかったろうか。

要するに〈ポリス〉は、〈生—権力〉の場そのものであり、〈生—権力〉生成の母胎にはかならなかったわけである。しかもフォン・ユスティがポリツァイ (=ポリス) の重要な目的として人的資源を完全に開化させ、最大限に活用することだと述べていた点は、ポリス論を通して近代的統治の教育的性格を析出しようとする上で、極めて有用な手がかりとなる。

このようにフーコーの研究の軌跡を辿り直してみると、その底流にはいつも近代ポリス論という具体的な史料群が存在していたと言っても過言ではない³⁶。まさにフーコーにとってポリス論を読み解くことは、近代の到来を告げる巨大な地滑り (*glissement de terrain*) の跡を発掘していくことにほかならなかっただろう。この作業のなかで現れ出てきた論点が〈監禁〉、〈規律〉、〈生—権力〉、そして〈司牧権力〉だったのである。つまりこれらフーコーが提起した論点のすべてが、これまであまり正

面切って論じられてこなかった近代ポリス論という具体的な史料を念頭において、厚みのある歴史的議論として組み立てられるはずのものとして提示されていたのであって、このことの意義はいくら強調してもしすぎるということはない。だからこそフーコーの与えたインパクトはかくも大きなものとなりえたのである³⁷。

もとより、改めて述べるまでもなく、フーコーが近代ポリス論それ自体を史料として詳細な歴史研究をなしたわけではない。むしろ、近代ポリス論は、フーコーの思索の展開のなかで常に基点として言及され、またフーコーの思索のヒントを与え続けてきたにとどまっていると言うべきであろう。

しかし、こうしたフーコーの残した言及と論点整理それ自体、先行する近代ポリス論研究として位置づけうるものであり、そこから自ずと本稿の課題も立ち上がってくる。すなわちフーコーがポリス論について提起しえた諸論点の再検証とその有効性の再評価、そして彼が語ろうとしてなお語りえなかった統治技術論としてのポリス論とその人間形成観を史料に即して明らかにし、その教育史研究における意義を析出していくこと、これである。

3. 近代ポリス論と人間形成

16世紀、モンテーニュはその『エッセー(Essais)』(1580)のなかで、「ほとんどのコレージュにおける規律(police)にはいつも不満だった。たとえばもし、もっと甘やかして(indulgence)いたとしても、今よりずっと害は少なかったであろう。コレージュは若者を閉じこめておく牢屋そのものである³⁸」と皮肉を込めて語り、子どもを学校で学ばせることに依然として懐疑的でした。なおもその教育観を支えていたのは、ユマニズムの伝統、自己修養への憧憬であったように思われる。

ところが18世紀になると、ルソーは『ポーランド統治論(Considérations sur le gouvernement de Pologne)』(1772)のなかで「教育(éducation)」を議論するにあたり、「祖国がなくなるや、彼はもはや存在しないも同然であり、死なないのなら、彼はもっと惨めだ」とさえ述べ、「愛国者となるまでに、その意見と好みを導くべきものは、教育である」と国家に対する教育の責務を強調しはじめる³⁹。次第に、教育の公共性、社会的有用性が再認識されつつあったのである。

やがてカントの『教育学講義(Über Pädagogik)』(1803)にいたっては、冒頭から「人間とは教育されねばならない唯一の被造物である⁴⁰」と宣言した上で、次のように公教育の優位性を説いていく。

個人的教育は公的教育に、あるいは公的教育は個人的教育に、どの程度優れているといえるのでしょうか。一般的には、技能の熟達の面についてばかりでなく公民の資格に関してもまた、公的教育の方が家庭での教育よりも優っているように思われます。家庭教育は非常にしばしば家族の欠点を前面に引き出すばかりでなく、それをそのまま伝えて行くことにもなります⁴¹。

そしてついにヘーゲルは、その『法哲学綱要(Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse)』(1821)のなかで、「教育(Erziehung)」をポリス(=ポリツァイ)の一環として捉え、その意義を次のように総括しているのである。

市民社会は、このような普遍的家族(allgemeine Familie)という性格をもっているから、こと教育(Erziehung)にかんしては、それが社会の成員となる能力にかかわるかぎりには、両親のわがまま(Willkür)と偶然性を排して、教育を監督し左右する義務と権利をもっている。とりわけその教育が、両親自身によってではなく、他人によって完成されねばならない場合にそうである。——なお市民社会は、教育のための共通の対策を、それをなしうるかぎりで行なう義務と権利をもつ⁴²。

ここでポリスの一領域として不動の地位を獲得した教育は、もはや、「両親のわがまま」に左右される個々の家族を脱し、「市民社会」によって担われるべきだとされる。なぜならそれは、「市民社会」そのものが「一般的家族」にはほかならないからだというわけである。

そもそもヘーゲルにとってポリスとは、市民社会の秩序を維持し、理念的には、〈福祉〉と〈治安〉を途絶することなく維持し続けることをめざすものであり、まさに「市民社会の息子」に対する「事前の配慮(Vorsorge)」の総体、すなわち〈教育的統治〉の実践体系として位置づけられうるものであった⁴³。それゆえ、親が子どもを扶養し教育するのと同様、市民社会によってその〈生〉を養われる個人もまたポリスの配慮なくして生存し続けることは困難であり、ひいては市民社会そのものもまたポリスなくしては一刻も存続し続けることはできないのである。公教育もまたこうしたポリスの一環として想念されていたわけである。

自立した個人の自由なコミュニケーションによって営まれるはずの近代市民社会とは、その実、そこに生きる者の〈福祉〉と〈治安〉とがポリスによって常に配慮されなければ維持できない社会でもあった。近代ポリス論の緒にあってドラマールが、「ポリスは、その地位、その職業のいかにかわらず、人間の生存(conservation)を絶え間なく見つめているのである(veiller)。そしてまたポリスは、その素質(dispositions)に応じた精神的、身体的、物質的善(biens)をすべて与えてやれるよう常に配慮し続けているのである⁴⁴」とその意義を強調していた通りである。自由な欲求の追求を可能な限り承認し、構成員相互の自由なく交通(Verkehr)によって織りなされる「欲求の体系」としての市民社会は、まさにこの社会の生理としての貧困、疾病、犯罪、無知といった〈周縁〉と向かい合わねばならず、これらをポリスという統治技術の対象として位置づけてきたのである。

ポリスとは実質的には社会の安定装置(stabilizer)には違いない。とはいえそれは、極めて矛盾した機能を自らに課す装置である。われわれが生きるこの社会の自由と秩序を不安に陥れる「危険な」周縁現象は、ポリスを語るヘーゲルがすでに看破していたように、究極的にはこの社会そのものの生理によって生みだされているといえよう。こうした際限なく生起せざるをえない社会秩序の〈周縁〉をまずは統治の対象に据え、これと相対峙する技術を精緻に展開させたものこそ、近代ポリス論という知と技術の体系にほかならない。歴史上、最も自由を追求していこうとした近代市民社会は、奇しくも自由を保障しこれを下支えするような体系、すなわち自由そのものを調整し制限するようなポリス・テクノロジーを自らの最も不可欠な一部分として内包していたのである。

ポリスはこの社会に生きる人間の〈生〉を根底から規定し続けている。日常生活の様々な局面がポリスによって管理され、生き方そのものが細大漏らさず配慮されることによって、辛うじて自由と生存が保障されているのであって、ポリスの配慮が途絶してしまえば、とりわけ衛生的配慮がそうであるように、むしろそれは死を宣告されるのに等しい。この社会に生きる人間のあり方を決めているポリスの配慮とはそういうものである。社会全体の福祉はおろか、個々の生存そのものさえ、依然として偶然と恣意に左右されざるをえない「欲求の体系」は、常に「欲求の戦場」となる危険性を孕んでいるからである。

近代ポリス論の歴史は、欲求の体系としての市民社会に必然的な、貧困、不衛生、犯罪、無知といった現象を前に、人がポリスという装置を介していかに社会的周縁と対峙してきたかを物語っている。ヘーゲルがポリスを語る上で、「市民社会の息子」という視座を持ち出さずにはおれなかったように、概してそれは、指導と勧告を柱とする〈教育的統治〉の全面的展開として捉えうる。ドラマール『ポリス論』の冒頭からしてすでに、ポリスの原点は「親子関係」にあるとされ、ポリスとは親の子どもに対する「教育的配慮」にこそ集約されるものだと捉えられていた。

この人間が果たすべきよき責務は、すべてあまりにも崇高で称讃に値し、しかも費用のかからない、わずかな痛みや配慮しか必要とせず、一般には奉仕(*services*)という名を与えられているものである。しかしながら、自然が万人に分け与えた親子の情愛(*sentimens dignes de la parenté*)を以てすれば、はるかに高貴な形で示すことができるものである⁴⁵。

あるいは、こうも述べられている。

こうして自然法に導かれ、個々の小国家において観察してきたことは、家父やその先祖の権威の下でなお息づいている。家族統治はあまりにも王政によく類似しているので、古代人はこれを「家の王国(*Royaume de maison*)」、「家族の王国的家政(*Oeconomie Royale de famille*)」、あるいは単に「家的支配(*Domination économique*)」と名付けている。また結婚を「偉大な国家の苗床(*Seminaire des plus grands Etats*)」と呼ぶプラトンのすばらしい一節さえ存在する⁴⁶。

こうした〈家族＝小国家〉という視点は、近代ポリス論の示す人間＝社会観の一つの特徴である。ポリスは強制を旨とする荒々しい抑圧装置であることをめざしたというよりも、むしろ、「親子の情愛」をこそモデルとした慈恵的な権力装置であることを目指していたといつてよい。「ポリス固有の目的とは、その生において享受しうる、最も完全なる幸福へと人間を導くことである⁴⁷」と、ドラマールは「幸福な生」をポリスの目標と定め、そのための実際の権力行使は、「人間を導くこと」、ひいては「親子の情愛」を基本型としていたのはそのためである。このような指導や勧告によって働きかけるポリスは、合意あるいは参加によって構成される法や自治組織といった権力装置とは基本的に性格を異にしている。

このようにポリスとは秩序を維持し公益を確保すべく、人間を「最も完全なる幸福」へと恒常的に教え導く、高度な統治技術体系として構想され、展開してきた。なるほど、法も自治組織も「最も完全なる幸福」にとっていずれも不可欠であり、前者は事後的・抽象的に対処し、後者は組織構成員に対し限定的に防衛してはくれるだろう。だが、いわばポリスはこれらの間隙を浸し、〈人間〉を恒常的かつ遍在的に配慮するものとして立ち現れた⁴⁸。人間形成全般が、片時も目を離せないものとして、ポリスの射程に入ってくるのはまさにそのためである。

「ポリス化された社会(*la société policée*＝文明化された社会)」に生きる人間は、結局のところ一定の管理や規制に服し、「市民社会の息子」としてその庇護下に入ることによって、ようやく「最も完全なる幸福」へと導かれるような存在である。それゆえに、「宗教(*la Religion*)」を皮切りに、「習俗(*les Mœurs*)」、「衛生(*la Santé*)」、「食糧(*les Vivres*)」、「道路(*la Voirie*)」、「治安(*la Sûreté & la Tranquillité publique*)」、「自由学芸(*les Sciences & Arts Libéraux*)」、「商取引(*le Commerce*)」、「製造業と工芸(*les Manufactures & Arts Mécaniques*)」、「家事使用人・肉体労働者(*les Serviteurs Domestiques & les Manouvriers*)」、そして「貧民(*les Pauvres*)」にまで及ぶ広大なポリスの体系が、刻々と生起する〈生〉の領域をすっぽりと覆い尽くそうとしていたのである。

もちろん、教育に関する配慮もまた、このようなポリス論の磁場のなかから生成してきたのである。『百科全書』(1751-1780)の「ポリス」項目を執筆したブシェ・ダルジ(*Boucher d'Argis*, 1708-1791)は、明確に教育を視野に入れながら次のように説明している。

自由学芸はポリスの7番目の対象であり、大学(*universités*)、コレージュ(*collèges*)、公立学校(*écoles publiques*)について、あるいは医学(*Médecine*)、外科(*Chirurgie*)、産婆(*Sages-femmes*)、薬剤師の処方、民間療法について、そして出版物、書籍、版画の販売、行商人といったものについて

秩序を求めるものである。その他一般に自由学芸の実践において公的なものに関わるすべてに秩序を求めるのがこのポリスの職務である⁴⁹。

18世紀を通じてポリス論は、大学やコレージュ、プティト・エコール、慈善学校といった諸学校の管理はもちろんのこと、衛生に関する配慮とも連携して、捨て子の保護や乳幼児の管理をもみな、ポリスが配慮すべき教育の営みの一環として位置づけていったのである。まさに人間の産み、育み、学ぶという人間形成全般をポリスの見地からトータルに配慮しようとしたわけである。しかもこうした人間形成全般、細大漏らすまいとするポリスの配慮は、「衛生」や「救貧」、そしてもちろん「治安」に対する配慮とも明確に関連づけられながら捉えられており、教育に関わる行政実務家の配慮といったものが、いかなるポリスの布置から生成してきたのかを如実に示している⁵⁰。ポリスはすでに、疾病、貧困、犯罪を未然に阻止し、秩序を下支えするような高度な機能を教育のうちに認めていたのである。

このような〈人間〉に関わるいかに些細な事柄といえども見過ごすことなく、その〈生〉に直にはたらきかけ、何らかの形であらかじめ教導しておこうとする傾向は、18世紀後半にはすでに顕著であった。啓蒙専制君主として学校教育の普及にも比較的熱心であったフリードリヒ二世(Friedrich II, 1712-1786)は、「すべてを判断し、すべてを予防し得るために、すべてを知るのは、賢明なことである⁵¹」と述べているほどである。それゆえポリスの陣頭指揮にあたったポリス総代官の権力は、規律化された社会を隅々まで貫いていくものでなければならない。その様子をメルシェの『タブロー・ド・パリ』は次のように的確に描写している。

大臣という名前こそついていないけれども、ポリス総代官は重要な大臣職になった。隠然たる巨大な影響力を持っている。たいへん数多くのことに通じているので、多くの悪事をなすことも、多くの善行を行なうこともできるのだ。それは、思いどおりに絡ませたり、解きほぐしたりできる多量の糸を手に入れているからだ。人を陥れることもあれば、救うこともある。闇を広めることもあれば、光を広めることもある。ポリス総代官の権威は広大であるばかりでなく微妙でもある⁵²。

モンテスキューが、「ポリスは刻々と生じる物事に携わり、通常些末なことこそが問題になる」と述べたように、絶え間なく生起する様々な〈生〉の局面を見逃すことなく作用していき、恒常的で精緻な配慮によって社会秩序を維持し、一定の型に成形された有用な〈生〉を醸し出していくこと、これこそ近代的統治が実現しようとしたポリスのユートピアだったわけである。この意味において近代ポリス論は、人間形成全般に積極的に関わっていこうとし、また爾後の歴史のなかで実際に深く関わっていくことになる行政実務家の配慮の性格を如実に示す原点である。

すなわちポリスは秩序の維持と公共の福祉を実現する限りにおいて様々な配慮を払っている以上、通常は社会の構成員から湧きあがる欲求を予め水路づけ、周縁的な〈生〉を馴致することに専念する一方で、例えばパリから貧民を一斉追放しようとしたことにみられるように、差し迫った危機に際しては、法による社会的庇護からさえ締め出し、その命脈を絶つことをも辞さない面を併せもつ。まさにポリスは、「生きさせるか死の中へ廃棄する権力⁵³」として立ち現れたのである。尤もこうしたポリスの性格は、刻下の危機、周縁現象に対する社会的反応そのものを反映しており、ポリスを介してわれわれは近代的統治の限界をそのネガから捉え直すことになるのである。

4. 小 括

近代の教育的配慮もまた、当然、ポリスの視座の核心にあって生成してきた点は十分強調しておく必要がある。近代ポリス論がその壮大な行政実務体系の上に国力の最たる源泉として〈人間〉を位置づけ、できる限りこの力を増強していきながら、そこから多くの有用性を引き出そうと〈教育〉に積極的に関わっていた点をもう一度見直しておく必要がある。つまり教育的配慮は救貧や衛生、治安といった社会的〈生〉にとって不可欠なポリスの配慮と併走・連携することによって立ち上がってきたのであり、ポリス当局の強力な行政執行権の下、人間形成全般のありようを常に規定してきたのである。

それゆえ、メルシェが孤児の悲惨な境遇を憂い、「お前の運命をより切ないものになっているのは、苦役でも、病気でも、死でもない。生まれて間もなく死んでしまう方がよかったかもしれないのに、お前はこれから教育(éducation)を怠られるという危険から逃れることはできなくなるだろう⁵⁴」と述べたのは誇張ではない。近代の教育的配慮もまた、「生きさせるか死の中へ廃棄する権力」たるポリスの刻印を帯びた、その具体的な作用形態にほかならなかったからである。

すでにドラマル『ポリス論』がその冒頭からして教育的配慮をひときわ重視していたように、近代ポリス論にとって教育的配慮は、習俗や治安の維持にとってはもとより、〈人口〉の源泉という観点から、子どもの身体の発育・衛生状態に終始気を配るなど、様々なポリスの配慮と密接に結びつきながら幅広い視野からトータルに監督・運用されるべきであると捉えられていた。18世紀フランスでは、捨て子や乳母の管理、あるいは粗暴な学生 of 監督といった形で、教育に関するポリスはまさにポリスの配慮の重要な拠点として〈福祉〉と〈治安〉の実現を目指していたのである。

こうしたポリス論のトータルな視野から教育的配慮のみを切り離して議論するような従来の教育史研究では、救貧や衛生、治安といった他の統治実践と教育との関連を十分に把握することはできない。そこでわれわれは、いったん近代の教育的配慮をも顕著なポリスの配慮として正当に位置づけ直し、隣接するポリス諸領域全体の布置を念頭ににおいたポリスの図柄(figures)を再構成することで、教育的配慮のもつ隠微なポリスの性格を析出していくことに専念してきたわけである。

その結果、ポリスの一対象領域としての教育は、これと隣接するポリス諸領域、宗教ポリス、習俗ポリス、衛生ポリス、あるいは治安ポリス、救貧ポリスといった諸領域とまったく同型の配慮によって貫かれていた。それは近代国家統治における教育的機能によって基礎づけられている。すなわち公益と私益とが予定調和するような「真の利益」へといかに立ち至らせるかという、「欲求の体系」にとっては宿命的かつ致命的ですらある人間形成上の使命が、「欲求」を矯正し、水路づけようとする教育ポリスの課題として引き取られていたのである。〈教育〉は単にポリスの一対象領域にとどまらず、実は〈福祉〉と〈治安〉をも視野に入れたポリスの配慮全体をも貫くような形で、遍在的かつ恒常的に教育的作用を及ぼしていく近代的統治の典型的な作用形態ですらあったのである。〈ポリスとしての教育〉は、同時に〈教育としてのポリス〉でもあったと言えよう。

近代ポリス論を集大成し、爾後のポリス論が権威として依拠してきたドラマルの『ポリス論』は、ポリスが「親子の情愛」に集約され、ポリスの配慮の基本モデルであると端的に主張していた点は極めて象徴的である。ポリスによって「快適で平穏な生活」、すなわち福祉と治安を社会に樹立することはすなわち、そのまま「生において享受しうる、最も完全なる幸福へと人間を導くこと」を意味し、しかもそれは〈小国家〉たる〈家族〉の教育的機能をモデルとして具体的に担われるものと考えられていたのである。これは近代ポリス論が、その原点からして、統治の教育的機能について極めて自覚的であったことの証左であり、〈教育国家論〉という基本的構図はその後長きにわたって維持され全面展開していくことになる。西欧ポリス論がさらに徹底した〈教育国家論〉として日本に受容されていった経緯も肯けるだろう⁵⁵。

このように近代的統治の教育的機能を明確に体现するものであった近代ポリス論は、〈家族〉にシ

ンボライズされるような形の極めて非対称な権力関係を基盤として生成してきたと言えよう。そもそも近代市民社会の福祉と安全を保障するポリスを論じるにあたり、ヘーゲルが〈家族〉とは別様の原理を示しえなかったことに端的に表れているように、市民社会は〈個人〉というよりは、むしろ〈家族〉を現実的な秩序基盤として成立してきた。すでに18世紀、ポリス総代官の重要な職務として封印札状を用いて家族秩序を脅かす厄介者を矯正＝治療し、再び家族的情愛へと教え導いていく必要性は歴然としていた。ポリスは〈家族〉の下僕であり、その番人でもある。〈教育国家論〉としての近代ポリス論は、この〈家族〉という土壌の上に培われてきたのである。

われわれは近代ポリス論を歴史的に分析することを通して、それが力ずくの抑圧的支配であったところか、むしろかえって慈恵的側面を前面に打ち出した精緻な統治技法の展開ですらあったと捉えることができる。つまり近代ポリス論こそは、近代国家における教育的統治を決定的な形で生成し、可能な限り稠密にして広大な配慮の網目を押し広げてきたのだと結論づけうる。

そしてむしろそれは、われわれの生きる社会にとって不可欠であったに違いない。しかしまた、「完全なる幸福」へと導こうとするポリスの配慮はますます〈生〉の形式を厳密に規定していくようになり、現代福祉国家を特徴づけているような行政実務に依存せざるをえない生き方をますます決定的なものにしている点も無視するわけにはいかない。

近代ポリス論の歴史を紐解くとき、とりわけ近代の人間形成は、まさにこうしたポリスの配慮の要となって近代教育へと結実していったことが了解される。それゆえ、われわれの〈生〉を絶え間なく管理し、依存させてきたポリスの配慮をいかに克服していくかということは、実は、ポリスの刻印を深く刻みつけられた近代教育をいかに乗り越えていくかということにそのまま通じているのである。カントの言うように、「人間は教育によってはじめて人間となることができ」、「人間とは、教育がその人から作り出したところのもの⁵⁶」であるならなおさらである。

¹ 樺山紘一、『西洋学事始』、日本評論社、1982、145頁

² Justi, J. H. G., *Grundsätze der Policywissenschaft*, Göttingen, 1756; Sonnenfels, J., *Grundsätze der Polizey-Handlung-und Finanzwissenschaft*, Wien, 1765-1776

なお、ドイツ・ポリツァイ学の動向については、次の論稿に詳しい。栗城寿夫、「十八世紀ドイツ国法理論における二元主義的傾向（八）」、『法学雑誌』、大阪市立大学、第15巻第2号、1969、「同（九）」、第17巻第1号、1971、「同（十一）」、第22巻第4号、1976。海老原明夫、「カメラルヴィッセンシャフトにおける『家』（一）」、『国家学会雑誌』、第94巻第7・8号、「同（二）」、第94巻第9・10号、「同（三）」、第95巻第7・8号、「同（四）」、第95巻第11・12号。

³ ラートゲン、K.、『行政學』、鶴岡義五郎編、八尾書店、1892、3頁

⁴ Declaration du Roi, 29 Janvier 1715: De La Poix de Freminville, E., *Dictionnaire ou Traité de la Police Générale des villes, Bourgs, paroisses et seigneuries de la campagne*, Paris, 1771, p.545

⁵ Justi, J. H. G., *Grundsätze der Policywissenschaft*, dritte Ausgabe, Göttingen, 1782, S.8

⁶ 拙稿、「西欧ポリス論における近代教育の生成——ポリス・衛生・教育」（博士学位論文）、東京大学大学院教育学研究科、2001

⁷ Eribon, D., *Michel Foucault (1926-1984)*, Paris: Flammarion, 1989（『ミシェル・フーコー伝』、田村俣訳、新潮社、1991）；Foucault, M., *Dits et écrits, 1954-1988*, 4 vols, édition établie sous la direction de Daniel Defert et Francois Ewald, Paris: Gallimard, 1994（『ミシェル・フーコー思考集成』、蓮實重彦・渡辺守章監修、筑摩書房、1998-2002）

⁸ Foucault, M., 'Omnes et Singulatim: Towards a Criticism of 'Political Reason'', *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. II, edited by Sterling M. McMurrin, Utah U.P., 1981, pp.223-254 (『全体的かつ個別的に —— 政治理性批判をめざして』、田村俣訳、『現代思想』、第15巻第3号、1987.3、56-77頁)

⁹ Foucault, M., 'The Political Technology of Individuals', *Technologies of the Self*, a seminar with Michel Foucault edited by Luther H. Martin, Huck Gutman & Patrick H. Hutton, Massachusetts U.P., 1988, pp. 145-162 (『個人にかんする政治テクノロジー』、『自己のテクノロジー』、田村俣・雲和子訳、岩波書店、1999、209-234頁)

¹⁰ 「国家理性」については、フーコーも推奨するマイネッケの次の著作を参照のこと。Meinecke, F., *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte*, 2 Auflage, München und Berlin, 1925 (『近代史における国家理性の理念』、菊盛英夫・生松敬三訳、みすず書房、1976)

¹¹ Foucault, M., 'Omnes et Singulatim', p.242 (邦訳、68頁)

¹² *Ibid.*, p.246 (邦訳、71頁)

¹³ Turquet de Mayerne, L., *La Monarchie aristodémocratique*, Paris, 1611

¹⁴ Delamare, N., *Traité de la police*, Paris, 1705-1719, 1738

¹⁵ Justi, J. H. G., *Grundsätze der Polizeywissenschaft*, Göttingen, 1756

¹⁶ Foucault, M., 'Omnes et Singulatim', p.229 (邦訳、59頁)

¹⁷ 日本聖書協会、『聖書 新共同訳』、『ヨハネ』、10章11節、14節。ほかに、「あなたがたはどう思うか。ある人が羊を百匹持っていて、その一匹が迷い出たとすれば、九十九匹を山に残しておいて、迷い出た一匹を捜しに行かないだろうか。はっきり言うておくと、もし、それを見つけたら、迷わずにいた九十九匹より、その一匹のことを喜ぶだろう」(『マタイ』、18章12-13節、『ルカ』、15章4-7節)という一節も見出される。

¹⁸ 群の羊を生み落とされてから死ぬまで手厚く世話し、その一頭一頭を識別し、名前を呼びうるほどに親密な関係を築きあげる牧畜技法。この種の技法について谷泰は次のように指摘している。「牧畜の技法も、幼児の養育の技法に似て、もっぱら道具を介さない、身体をめぐる関与の技法として考察されうる」、「牧畜技術が適用される対象は、単なる物理的な〈もの〉としての存在ではなく、まさにコミュニケーション的な刺激に反応し、それによって条件づけられる〈動物〉なのだ」(谷泰、『神・人・家畜 —— 牧畜文化と聖書世界』、平凡社、1997、85頁)。このように牧畜技法に類比されうる人間の教育技法は、当然、フーコーの司牧権力論の射程におかれる。

ちなみに、〈養〉という漢字の語源は、羊を食うべく牧羊することからきている(鈴木七美・寺崎弘昭・周禪鴻、「食・養生・仏教」、『京都文教大学人間学研究所紀要』、2001)。

¹⁹ Foucault, M., 'Omnes et Singulatim', p.227 (邦訳、57-58頁)。この司牧権力は次のようにも説明されている。「この権力の型は個人をカテゴライズする日常生活に直接作用し、彼を彼自身の個性によって識別し、彼を彼自身のアイデンティティに結びつけ、彼自身が認めなければならない、また他人も彼のなかに認めなければならない真理の法を彼に強いるものである。それは個人を主体にする権力形式である。「主体(subject)」という言葉には二つの意味がある。管理され、依存することによって誰か他人に従属することと、良心や自己認識によって彼自身のアイデンティティに結びつけられること。どちらの意味も服従させ(subjugate)、主体(subject)を作りだす権力形式を暗示している」(Foucault, M., 'The Subject and Power', H. L. Dreyfus & P. Rabinow, *Michel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics*, Brighton: Harvester Press, 1982, p. 212 (『主体と権力』、渥海和久訳、『思想』、No.718、1984.4、238頁))。ここでの司牧権力論は精神分析学批判を意図しているように思われる。

なおsubjectの服従する主体についてのターミノロジーは、すでにルターの『キリスト者の自由』(塩谷饒訳、『世界の名著 18 ルター』、中央公論社、1969、52頁)にも見出しうるような、西欧の伝統的な考え方を反映している。

²⁰ Foucault, M., 'The Subject and Power', p.215 (邦訳、240-241頁)

²¹ Foucault, M., *Histoire de la folie à l'âge classique*, Paris: Gallimard, 1972, p.75 (『狂気の歴史 ——

古典主義時代における』、田村俣訳、新潮社、1975、82頁)

²² *Ibid.*, p. 74 (邦訳、81頁)

²³ 林信明『フランス社会事業史研究』(ミネルヴァ書房、1999)は、フーコーも用いている救貧関連史料を丹念に読み返し、フーコーの再評価を提示しえている。ただし特にポリス論に着目しえているわけではない。

²⁴ Foucault, M., 'Omnes et Singulatim', p. 249 (邦訳、73頁)

²⁵ 例えば脚註で明記されている限りでも、ドラマルの『ポリス論』は『狂気の歴史』で8箇所、『監視と処罰』で3箇所参照されている。

²⁶ Foucault, M., *Surveiller et punir*, p. 248 (邦訳、213頁)

²⁷ *Ibid.*, p. 249 (邦訳、214頁)。ちなみに、ドラマル『ポリス論』序文から引用されている。

²⁸ Montesquieu, *De l'esprit des lois*, Vol. II, Garnier, 1990, pp. 192-193 (『法の精神』、下巻、野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、岩波文庫、1989、117-118頁)

²⁹ Foucault, M., *Surveiller et punir*, p. 250 (邦訳、215頁)

³⁰ Foucault, M., *Histoire de la sexualité I: la volonté de savoir*, Gallimard, 1976, p. 180 (『性の歴史 I — 知への意志』、渡辺守章訳、新潮社、1986、173頁)

³¹ *Ibid.*, p. 181 (邦訳、175頁)

³² *Ibid.*, p. 183 (邦訳、176-177頁)

³³ このような理解の一例として、米谷園江の次のような見解をあげることができる。「国家理性論・ポリス学という知に基礎づけられ、個々人の身体を対象とし、規律という型の権力を用いる —— [中略] —— 〈統治の第一形態〉は、生—権力の第一の極である個々の身体に対する規律権力に対応している。そして、政治経済学という知に基礎づけられ、〈人口=社会〉に照準を定め、保障の装置を用いる、 —— [中略] —— 〈統治の第二形態〉は、生—権力の第二の極である人口に対する生の政治に対応している」(『ミシェル・フーコーの統治性研究』、『思想』、No. 870、1996. 12、94頁)。ポリスを〈生—権力〉の一方の極である規律権力に限定して捉えることは極めて拙速だというしかない。

しかもこのような明らかな誤読から、「フーコーは —— [中略] —— 、装置・技術・知の複合体という観点から、自由主義の統治だけを〈統治性〉と呼んでいる」(同上、95頁)という見解が導かれているが、これはフーコーの議論を曲解するものである。このような見方がいかに誤ったものであるかについては、フーコーによる〈統治性(gouvernementalité)〉に関する講義の結論に注目すれば十分である。「司牧権力、それから新しい外交—軍事技術、そして最終的にはポリス。これらは西洋におけるこの基本的現象、すなわち国家の統治化(governmentalization)の生成を可能にした三大要素であろう」(Foucault, M., 'Governmentality', English translation by Colin Gordon, *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Chicago U.P., 1991, p. 104). Cf., Pasquino, P., 'Theatrum politicum: The genealogy of capital-police and the state of prosperity', English translation by Colin Gordon, *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, pp. 105-118

³⁴ Foucault, M., *Histoire de la sexualité I*, p. 35 (邦訳、34-35頁)

³⁵ *Ibid.*, p. 35 (邦訳、34-35頁)

³⁶ もちろん『臨床医学の誕生』とて例外ではない。特にその第2章はポリスと医療の関係分析に費やされている(Foucault, M., *Naissance de la clinique*, Paris: P.U.F., 1963, pp. 21-36 (『臨床医学の誕生』、神谷美恵子訳、みすず書房、1969、43-62頁))。しかも巻末には「ポリスと医学的地誌(Police et géographie médicales)」に関する参考文献もまとまって提示されている(*Ibid.*, pp. 206-207)。

³⁷ この点についてフーコーは極めて自覚的であり、「全体的かつ個別的に」のなかに次のような一節を残している。「経験が私に教えてくれたのは、合理性の様々な型(forms)の歴史の方が抽象的批判よりも、はるかにわれわれの確信や独断をぐらつかせるのに有効だということである。何世紀にもわたって、宗教はその歴史を語られるのを耐えられなかった。今日、われらが合理的諸学派(schools of rationality)はその歴史を書かれることをためらうのであり、これは疑いなく示唆的である」(Foucault, M., 'Omnes et Singulatim', p. 253 (邦訳、75-76頁))。

- ³⁸ Montaigne, M., 'Essais', *uvres completes*, Bibliothèque de la Pléiade, 1962, p.165 (『エッセー (随想集)』、世界文学大系9A、筑摩書房、122頁)
- ³⁹ Rousseau, J. J., 'Considérations sur le gouvernement de Pologne', *uvres politiques*, Classiques Garnier, 1989, pp. 435-436 (『ポーランド統治論』、『ルソー全集』、第5巻、永見文雄訳、白水社、1979、376頁)
- ⁴⁰ Kant, I., 'Über Pädagogik', *Kant's gesammelte Schriften*, Bd. IX, Berlin und Lipzig, 1923, S.441 (『教育学講義』、勝田守一・伊勢田耀子訳、世界教育学選集60、明治図書、1971、12頁)
- ⁴¹ *Ibid.*, S.453 (邦訳、26-27頁)
- ⁴² Hegel, G. W. F., *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Meiner, 1995, S.199 (邦訳、『法の哲学』、藤野渉・赤沢正敏訳、『世界の名著 44 ヘーゲル』、中央公論社、1978、466頁 [なお傍点は原文の強調文字にあたる])
- ⁴³ 拙稿、「ヘーゲル『法哲学綱要』における教育——「市民社会の息子」とポリツァイ」、『教育科学論集』、神戸大学発達科学部教育科学論講座、第6号、45-53頁
- ⁴⁴ Delamare, N., *op.cit.*, tome I, préface
- ⁴⁵ *Ibid.*, tome I, p.8
- ⁴⁶ *Ibid.*, tome I, p.11. ここで家の統治を王政に喩えた古代人とはアリストテレスのことであり、『政治学』には「父の子どもに対する支配は王的である」という一節が存在する (Aristotle, *Politics*, Loeb Classical Library, 1259b, p.58 (邦訳、『政治学』、山本光雄訳、岩波文庫、1961、61頁))。
- ⁴⁷ Delamare, N., *op.cit.*, tome I, preface
- ⁴⁸ Vgl., Hegel, G. W. F., *a. a. O.*, S.195 (邦訳、460-461頁)
- ⁴⁹ Boucher d'Argis 'Police', *Encyclopédie, ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de lettres*, tome 12, Neufchâtel: Samuel Faulche, 1765, p.912
- ⁵⁰ ドラマールは次のような大学に関するポリス規制を紹介している。「すべての学生(*Ecoliers*)に対し、剣や短銃などの武器携行を全面禁止する。また学院長ならびにコレッジの舎監に対し、冬季は5時に、夏期は9時に寄宿舎を閉鎖することを厳命する。さらに毎週寄宿舎の各部屋を見回り、そこに誰が住んでいるか確かめ、大学で実際に学んでいる学生および風紀監督官以外の人間を住まわせないこと。学生たちに対して責任ある立場にある者は、彼らについて熟知しておかなければならず、彼らが犯しがちな犯罪(*délits*)を未然に防止しなければならない。寄宿舎に住んでいない学生に関しては、規定の時間以降に街を徘徊しているところを親任官等の役人に見つかり次第、即座に投獄される。また学生のいかなる結社も同郷会のリーダーを選ぶことも禁じる」 (Delamare, N., *op.cit.*, tome I, p.116: *Règlement général pour la Police de Paris*, le 30 Mars 1635)。
- ⁵¹ Meinecke, F., *a. a. O.*, S.358 (邦訳、390頁)
- ⁵² Mercier, L.-S., *Tableau de Paris*, tome I, édition établie sous la direction de Jean-Claude Bonnet, Paris : Mercure, 1994, p.167 (『十八世紀パリ生活誌』、下巻、原宏編訳、岩波文庫、1989、259-260頁)
- ⁵³ Foucault, M., *Histoire de la sexualité* I, p.181 (邦訳、175頁)
- ⁵⁴ Mercier, L.-S., *op.cit.*, tome II, pp.148-149 (邦訳、上・361-362頁)
- ⁵⁵ 拙稿、「ポリス論の受容と教育的統治の生成 —— 後藤新平『國家衛生原理』を中心に」、『神戸大学発達科学部紀要』、第8巻第1号、2000、49-67頁
- ⁵⁶ Kant, I., *a. a. O.*, S.443 (邦訳、15頁)

